志 国 運 第 1 号 令和 5 年 月 日

志木市長 香川 武文 様

志木市国民健康保険運営協議会 会 長 中 村 勝 義

国民健康保険税率の見直し等について(答申)

令和5年10月13日付け志保年第240号で諮問のあった件については、下記のとおり答申します。

なお、本協議会における審議概要等は、別紙のとおりです。

記

1 国民健康保険税率の改定について

国民健康保険特別会計における法定外一般会計繰入が予算額、決算額ともに 年々増加している現状において、将来世代に渡る持続可能な財政運営を維持し つつ、現在の被保険者への急激な負担を抑える観点から、保険税率の段階的な 見直しはやむを得ないものと判断した。

2 賦課方式の見直しについて

第3期埼玉県国民健康保険運営方針(案)において目標とされる、令和9年 度

には、賦課2方式による保険税水準の統一に準拠するが、被保険者に対する激変

緩和の観点から、段階的に2方式へ移行することが望ましいと判断した。

3 適用税率の見直しについて

県の指定する標準保険税率へ直ちに移行することは、被保険者の負担感が増大することが懸念されるため、適用税率に当たっては、慎重に取扱うことを望むが、同時に健全な財政運営に寄与する率を設定すべきと判断した。

別 紙

1 審議概要

志木市国民健康保険は、被保険者数の減少とそれに伴う保険税収入の減収に伴い、厳しい財政状況が継続している。元来、国民健康保険制度は、被用者保険と比較し、保険税負担能力の低い高齢層や低所得層が多く加入していることから、医療費水準が高い一方で、保険税負担率が重いという構造的問題を抱えていた。さらに、高齢化の拍車や医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加により、国民健康保険財政への影響はますます大きくなることが予想された。

このような状況の中、平成30年の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、約50年度ぶりと言われる大規模な制度改革が実施され、国が毎年約3,400億円を拠出し、財政支援の拡充により、財政基盤を強化する一方で、財政運営の都道府県単位化と各都道府県が統一的な方針として国保運営方針を発出し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化が図られることとなった。

志木市においても、平成30年1月18日付けの本会の答申を踏まえ、過去10年間据え置いてきた国民健康保険税率を見直したが、被保険者への急激な影響の大きさを考慮し、埼玉県が運営方針にて目標とした基礎課税分(医療分)における賦課2方式は採用せず、4方式を継続しながら、当時の県内平均税率に合わせ、段階的に2方式に近づけていくというものであり、本会としても、赤字解消までは至らないものの、保険税の急激な上昇を抑える観点から、やむを得ないものと判断した。

その後、志木市の国民健康保険特別会計は、歳入不足を補う一般会計からの法定外繰入が、制度改革後の令和元年度の予算額において1億9,800万円、2年度2億5,200万円、3年度4億5,440万円、4年度4億9,000万円、5年度には4億9,100万円と増加の一途をたどることとなった。市は、予算の執行過程において、前年度決算にて生じた繰越金を活用し、当該年度の法定外繰入を繰り戻すことにより減額、精算してきたとのことだが、元年度は全額繰り戻しができたものの、2年度以降は繰り戻してもなお決算残が生じることとなり、その額は令和2年度がおよそ3,238万円、3年度およそ1億5,863万円、4年度3億2,516万円となり、次年度からは繰越金を活用した精算が難しい、安定的な財政運営が危ぶまれる状況となった。さらに、令和2年度以降全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症による医療費支出の増嵩が厳しい財政状況に拍車をかける中で、本会における審議を行うこととなった。

こうした中、市から、平成31年度以降5年間据え置いてきた税率の見直しに際し、 国保制度改正の本来の趣旨に回帰するとともに、歳入構造の抜本的見直しが急務であるとの観点から、財政状況の改善を図るため、他市町村と協調し、県が第3期運営方針(案)において目標としている、2方式を基本とした令和9年度の保険税水準の準統一を目指しながらも、県の示す志木市の標準保険税率が、現行の保険税率と大きく乖離していることから、被保険者への影響の大きさを考慮した激変緩和策として、現行の4方式から段階的に資産割、平等割を減額し、所得割と均等割を増額する見直し案が示された。

本会では、これら市の説明と資料等を踏まえ審議した結果、国民健康保険税率の見 直しについては、埼玉県国民健康保険運営方針に従い、既に令和5年度の時点で、県 内63市町村のうち43市町村が標準保険税率ではないものの、2方式を採用していることから、市も本来の国保制度改正の趣旨に回帰し、早期に保険税率の見直しを実施すべきものと判断した。

保険税率の見直しに当たっては、県が第3期運営方針(案)において目標としている、令和9年度における2方式の保険税水準の準統一を目指しながらも、被保険者への影響の大きさを考慮し、現行の4方式から段階的に資産割、平等割を減額し、所得割と均等割を増額する市の見直し案は、保険税の急激な上昇を抑える観点からも、やむを得ないものと判断した。

一方、適用税率の設定に当たっては、国民健康保険を含む特別会計が、地方自治法の規定における「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」という原理原則に鑑みると、国民健康保険制度は、本来、被保険者から徴収した保険税及び法に基づいた公費をその歳入財源として運営されるべきものであり、法定外の一般会計からの繰入は、結果として国保被保険者以外の市民に負担を強いることになることから、県が第3期運営方針(案)において法定外一般会計繰入金等(赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金)を解消する目標年次としている令和8年度に準拠しながらも、段階的に解消する税率を設定することが望ましいものと判断した。

2 付 带 意 見

(1) 国民健康保険税率の改定について

国民健康保険財政の健全化に向け、保険税率の改定はやむを得ないところであるが、社会保障の最後の砦である国民健康保険制度の理念に鑑み、すべての被保険者が生活困窮に陥ることのないよう、財源不足を安易に被保険者への負担に頼るのみでなく、市は財政安定化に向けた取組みを継続するべきである。

具体的には、保健・予防事業の展開による適正医療の推進と過剰な医療費支出の抑制、収納率向上による保険税収入の確保、保険者努力支援をはじめとした公費収入の獲得の強化とともに、未申告による保険税の不適正賦課や保険税の未納による被保険者間の不公平感が生じないよう、取組みを強化してもらいたい。

(2) 賦課方式の見直しについて

県内の多くの市町村において既に賦課2方式を採用している現状から、本市の4 方式課税については見直しに値すべきものであり、被保険者の構成と社会構造の変 化に伴い、資産割・平等割の在り方については検証すべきである。

(3) 適用税率の見直しについて

県が目標とする標準保険税率と現在の本市の税率は大きく乖離していることから、急激な被保険者負担を抑制する観点から段階的な改正を実施することについては理解できるところであるが、市は今後の財政状況の検証を確実に行い、毎年度の適用税率についてその都度、適正な税率を提案すべきである。

(4) その他

改正を実施するにあたっては、被保険者に国民健康保険の現状と改正内容について十分な理解を求めるために、平易な表現で広報、ホームページ等を通じた周知を図るとともに適正医療と健康づくりの重要性についても伝えていくべきである。